組合活性化情報　毎月１日発行　平成30年３月１日

# 山口県の中小企業

SMALL BUSINESS ASSOCIATIONS OF THE YAMAGUCHI PREFECTURE

3 2018 Mar Vol.719

表紙写真説明

**これだけは知っておこう！事業承継セミナー～**

（山口市小郡）

## 特集　平成30年度　中小企業・小規模事業者関係税制改正の概要

- 組合等ニュース紹介
- 景況動向
- シリーズ「ものづくり補助金活用事例紹介」
  株式会社ウベモク
- “食に関わる”企業組合商品紹介
  企業組合むつみ・キッチンばぁ～ば
- これだけは知っておこう！事業承継セミナー～基礎から税制改正まで～を開催
- 山口ゆめ花博のご案内

中小企業・組合を応援します！～創業・連携・運営を支援～

**山口県中小企業団体中央会**

# 特集 平成30年度 中小企業・小規模事業者関係税制改正の概要

## ○中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置 創設・拡充 （贈与税・相続税）

● 事業承継税制を抜本的拡充し、今後５年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象。平成30年１月１日以後の贈与・相続が対象。

### ①対象株式数上限等の撤廃 拡充

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の２／３までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる。

改正 →

・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。
・猶予割合を100%に拡大。
⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる。

### ②雇用要件を実質的に撤廃 拡充

５年間の雇用平均が８割未達の場合、猶予された税額を全額納付。

改正 →

５年間の雇用平均が８割未達でも猶予は継続
※５年平均８割を満たせなかった場合には理由報告が必要。経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言の必要。

### ③対象者の拡充 拡充

一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。

改正 →

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大３人）への承継も対象に。

### ④経営環境変化に応じた減免 創設

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある。

改正 →

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免可能とすることで将来不安を軽減。

### ⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大 創設

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象。

改正 →

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。（贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。）

## ○中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 創設

（登録免許税・不動産取得税）

● 中小企業等経営強化法を改正し、Ｍ＆Ａによる事業承継を支援対象に追加。認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

**改正概要** 【適用期限：平成31年度末まで】

**【中小企業等経営強化法】**

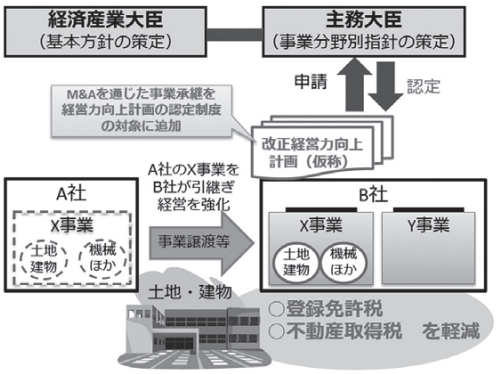


**〈登録免許税の税率〉**

| | | 通常税率 | 計画認定時の税率 |
|---|---|---|---|
| 不動産の所有権移転の登記 | 合併による移転の登記 | 0.4% | 0.2% |
| | 分割による移転の登記 | 2.0% | 0.4% |
| | その他の原因による移転の登記 | 2.0%※ | 1.6% |

※平成31年３月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

**〈不動産取得税の税率〉**

| | 通常税率 | 計画認定時の税率（事業譲渡の場合※２） |
|---|---|---|
| 土地住宅 | 3.0%※１ | 2.5%（1/6減額相当） |
| 住宅以外の家屋 | 4.0% | 3.3%（1/6減額相当） |

※１　平成33年３月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）
※２　合併・一定の会社分割の場合は非課税
※３　事務所や宿舎等の一定の不動産を除く

## ○中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例　創設　（固定資産税）

● 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

**改正概要**　【適用期限：平成32年度末まで】

**【生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）】**

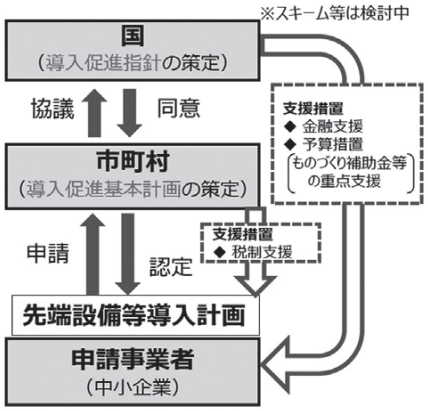


| | |
|---|---|
| 対象者※1 | 中小企業者等（資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均３％以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く） |
| 対象地域 | 導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2 |
| 対象設備※1 | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備<br>【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】<br>◆機械装置（160万円以上/10年以内）<br>◆測定工具及び検査工具（30万円以上/５年以内）<br>◆器具備品（30万円以上/６年以内）<br>◆建物附属設備※3（60万円以上/14年以内） |
| その他要件 | 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと |
| 特例措置 | 固定資産税の課税標準を、３年間　ゼロ～1/2※4に軽減 |

※１　市町村によって異なる場合あり　※２　市町村内で地域指定がある場合あり
※３　家屋と一体となって効用を果たすものを除く　※４　市町村の条例で定める割合

▶ **本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。**

## ○中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）拡充・延長　（所得税・法人税・法人住民税）

● 従来の制度から支援を深掘り控除率10⇒15％するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。

● また、大企業並みの高い賃上げ（2.5％以上）に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施（控除率22％→25％）。

**改正概要**　【適用期限：平成32年度末まで】

**適用の要件**
【要件①】給与等支給総額が前年度以上
　　※基準年度との比較要件は撤廃
【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5％以上増加
　　※なお、計算方法を簡素化

**税額控除**
【通　常】給与等支給総額の対前年度増加額の15％の税額控除
【上乗せ】一定の要件（※）を満たす場合は25％の税額控除

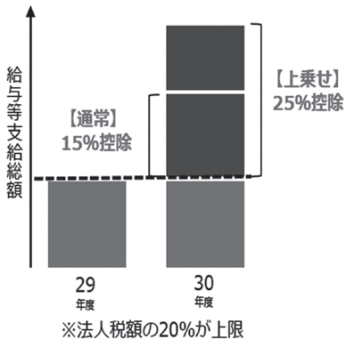


〈※上乗せ要件〉
要件②の増加率が2.5％以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと
○教育訓練費が対前年度比10％以上増加
○中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

## ○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例　延長

（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）

● 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。適用期限を２年間延長する。

**改正概要**　【平成31年度末まで変更なく延長】

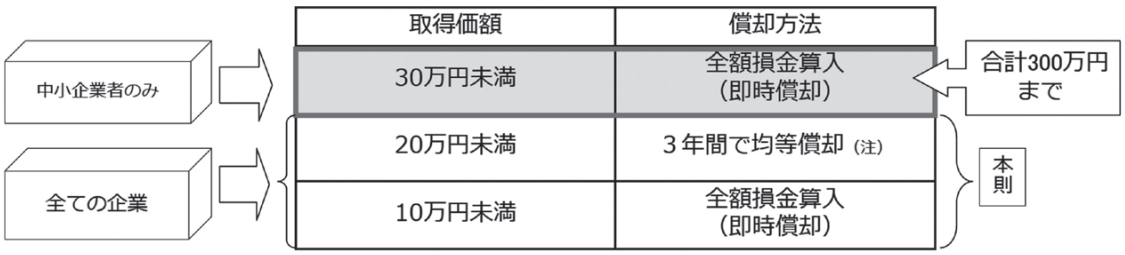


（注）20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。

## ○中小法人の交際費課税の特例　延長　（法人税・法人住民税・事業税）

● 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。適用期限を２年延長する。

**改正概要**【平成31年度末まで変更なく延長】

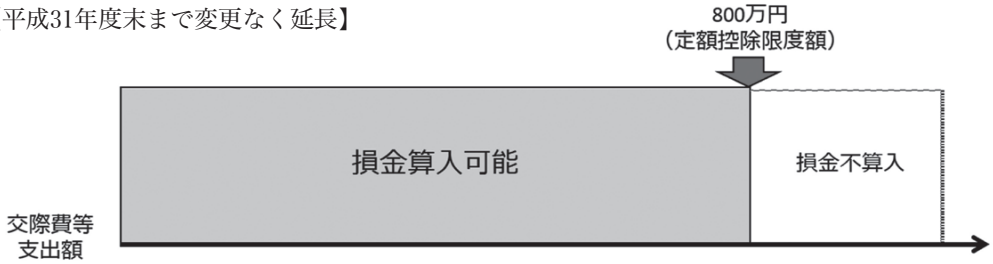


## ○欠損金の繰戻しによる還付制度　延長　（法人税）

● 欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。平成30年度税制改正で、適用期限を２年延長。　**改正概要**【適用期限：平成31年度末まで】

## ○固定資産税の特例　（固定資産税）

● 赤字法人にも課せられる固定資産税について、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資に係る固定資産税を３年間にわたって１/２に軽減。平成29年度税制改正で拡充。

**概要**【適用期限：平成30年度末まで】

**【中小企業等経営強化法】**

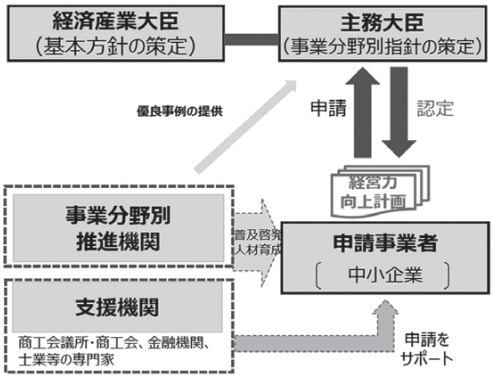


**【追加する対象設備】**
▶中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する一定の器具備品・建物附属設備等
※中小企業者：資本金１億円以下等、大企業の子会社除く
▶生産性を高める設備が対象（H29年・30年に新規取得）
（旧モデル比で生産性が年平均1％以上向上（工業会等による確認）等）

**【特例措置】**
▶固定資産税の課税標準を、３年間　1/２に軽減。

**【対象地域・業種】**
▶①最低賃金が全国平均未満の地域→全ての業種
▶②最低賃金が全国平均以上の地域
　→労働生産性が全国平均未満の業種
※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

## ○中小企業経営強化税制　（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

● 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。平成29年度税制改正で改組し創設。　【適用期間：平成30年度末まで】

## ○中小企業投資促進税制　（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

● 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。平成29年度税制改正で一部見直し、適用期限を２年間延長。
【適用期間：平成30年度末まで】

## ○中小企業者等の法人税率の特例　（法人税、法人住民税）

● 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率を、15％に軽減（軽減税率）。平成29年度税制改正で、適用期限を２年間延長。　【適用期間：平成30年度末まで】

平成30年度の税制改正の詳しい内容はこちら！　平成30年度の税制改正の概要　検索

## 「まちカフェトーク2018」を開催

山口県商店街振興組合連合会
（理事長　坂本　惠次）

２月６日㈫、防府市で「まちカフェトーク2018」を開催し、県内の若手商店主や関係者等52人が商店街の空き地や広場の活用方法などの先進事例を学びました。

基調講演では、広場二ストの山下裕子氏から「稼働率100％・富山市の『グランドプラザ』は使用料がかかるが様々なイベントに利用されており、催しの無い日も幼稚園児連れのお母さんをはじめ老若男女が集まり、日常的に稼働率が100％となっている」との説明がありました。引き続き、山下講師を交え県内商店街の広場空間の写真を見ながら改善策や活用方法について意見交換を行いました。

## 山口県中小企業組合士会視察研修を実施

２月７日㈬、山口県中小企業組合士会（恒松恵子会長）による視察研修に、山口県中央会流通関係組合連絡協議会（西海俊夫会長）の会員も参加し、広島県尾道市の「協同組合ベイタウン尾道」を訪問しました。同組合は、尾道地域の卸売業を中心に、製造業・サービス業など様々な業種の企業を会員としており、幅広い事業活動を行っています。当日は、組合の概要や取り組みについて説明を受けた後、質問・意見交換を行い、組合の課題等を共有しました。先進的な取り組みを行っている組合を視察することができ、有意義な研修となりました。

## チラシの自主制作を学ぶ！

協同組合ベスト
（理事長　中谷　宰）

２月17日㈯、中央会の組合等活性化支援事業を活用し、「パンフレット等の自社制作による集客力アップ法」と題した勉強会を開催しました。今回は、有限会社アオイ早稲田真弓氏よりパワーポイントを使用してのパンフレット制作を学びました。当ソフト未経験者が多かったため、基本的な操作方法や表の作成、写真や図形の挿入などをテキストに沿って実際に操作しながら学び、続いて、地図やデザイン文字が組み込まれた１枚のチラシを作成する演習を行いました。参加者からは「初心者向けのわかりやすい説明であったためよく理解することができた、今後はチラシの内製化を行って集客力をアップさせたい」との声が聞かれました。

## 山口県クリーニング業生活衛生同業組合60周年記念事業を開催！

山口県クリーニング業生活衛生同業組合
（理事長　山野　陽生）

２月24日㈯、山口市小郡の新山口ターミナルホテルにおいて山口県クリーニング業生活衛生同業組合の60周年記念事業が開催されました。記念事業では、「山口県クリーニング業生活衛生同業組合の歩み」をテーマにパネルディスカッションが行われ、山野理事長がコーディネーターとなり、村上前理事長をはじめ、歴代の役員から、組合設立当時の思い出や組合運営での苦労話などが紹介されました。60年間の歴史を振り返るとともに、これからの組合に対する期待も寄せられ、参加者は組合の必要性を再認識するよい機会となりました。

# 月次景況調査結果

平成30年1月期

※DI値（前年同月比）＝増加・好転組合割合－減少・悪化組合割合
（表については、情報連絡員60名の他に、中央会が聞き取り等で集めた20組合のデータが加算されています。）

１月の業種別景況の前月比ＤＩ値は14業種の内、好転が２業種、昨年同等が６業種、悪化が６業種となり、全体の景況感ＤＩ値は悪化している。

一般機器、輸送機器は受注や生産面で好調を維持しているが、小売業、商店街等では、寒波により人出も少なく売上が減少している模様である。

１月の山口県の中小企業は、慢性的な人手不足や後継者難に悩まされている中、コストの上昇の影響もジワジワと受け、収益の確保が難しくなってきている。

DI値
- 30以上
- 10以上30未満
- －10以上10未満
- －30以上－10未満
- －50以上－30未満
- －50未満

## 業種別の景況

| | 業種 | 前年同月比 | 前月比 |
|---|---|---|---|
| 製造業 | 食料品 | ☂ | ↘ |
| | 繊維工業 | ☁ | ↗ |
| | 木材・木製品 | ☂ | → |
| | 印刷 | ☂ | → |
| | 窯業・土石製品 | ☂ | ↘ |
| | 一般機器 | ☀ | → |
| | 輸送機器 | ☀ | → |
| 非製造業 | 卸売業 | ⛈ | ↘ |
| | 小売業 | ☂ | ↘ |
| | 商店街 | ☂ | ↘ |
| | サービス業 | ☁ | → |
| | 建設業 | ☁ | ↗ |
| | 運輸業 | ⛅ | ↘ |
| | その他 | ☂ | → |

## 地域別の景況

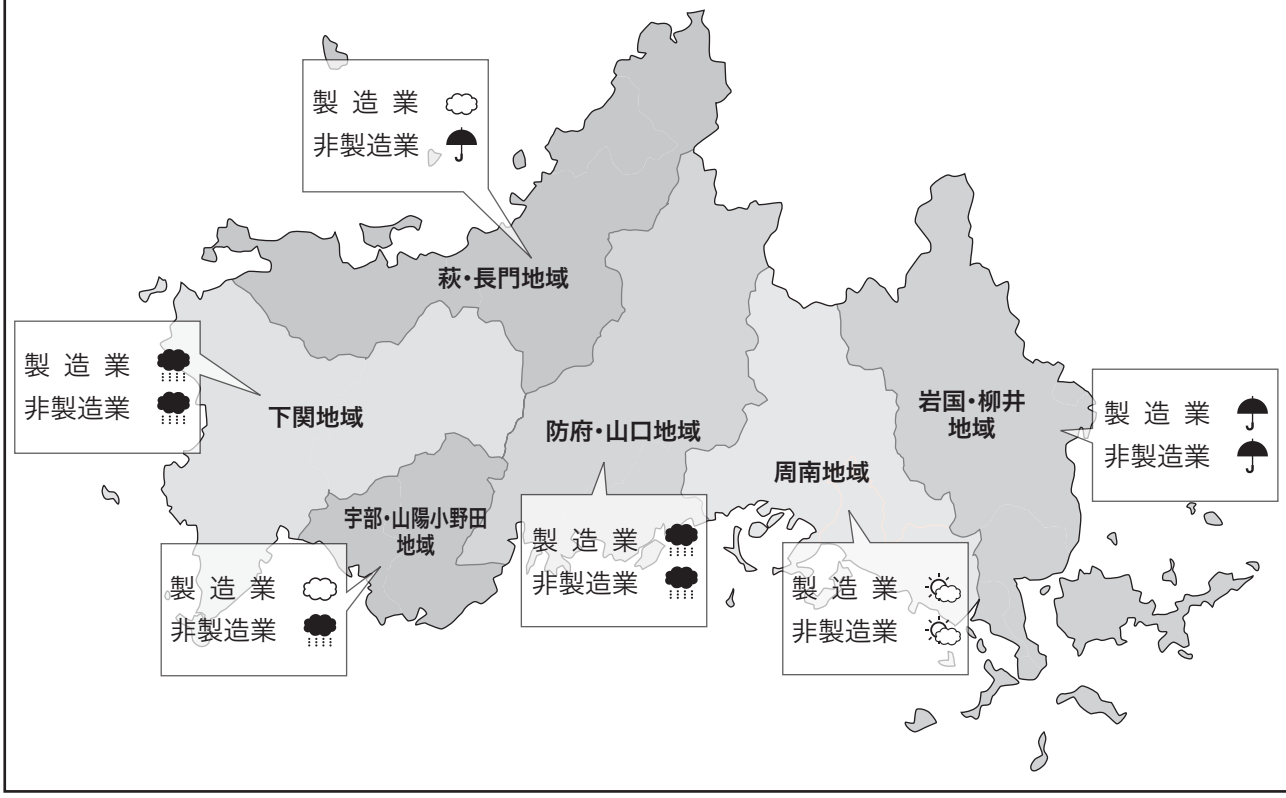

## 情報連絡員報告

平成30年1月期

地区・業種を代表する県内組合の役職員60名の方から、毎月、業界の景気動向等に関する情報を収集・分析し、行政・関係機関に情報提供しています。
また、中央会ホームページ（http://axis.or.jp/）の「月次景況調査」にも掲載していますのでご活用下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 製造業 | 食料品 | ☂ | ○　配送費の値上げが材料費に転嫁され、実質的に値上げが行われているものもある。（パン・菓子製造業）<br>○　売上は1/28時点で対前年同月比▲0.2%とほぼイーブン。昨年同様の寒波による積雪や悪天候で客足が落ちるキビシイ時期であった。（水産食料品製造業） |
| | 繊維工業 | ☁ | ○　年末から店頭の動きが良くなり追加発注が多く、キャパが不足し全体に納期が遅れぎみになって生産に追われている。（外衣・シャツ製造業　萩市）<br>○　学生服は、入学シーズンに向けて忙しい。（外衣・シャツ製造業　下関市） |
| | 木材・木製品 | ☂ | ○　雪のため生産が減少している。（製材業・木製品製造業　山口市）<br>○　12月に公共工事関連の納品がほぼ終了し通常に戻った。（製材業・木製品製造業　下関市） |
| | 印刷 | ☂ | ○　閑散期で需要が減少。人員確保も厳しい状況で募集しても集まらない。（印刷） |
| | 窯業・土石製品 | ☂ | ○　新年になり動きが出てきているもよう。天候との兼ね合いで、工場での加工と現場での作業をどう振り分けるか、考えなければいけない。（石工品製造業） |
| | 一般機器 | ☀ | ○　金型を含む自動車関連・海外プラント関係・鋼構造物（鉄鋼建屋関係）ともに引き続き好調。３、４ヶ月はこの状態が続くと予想される。（一般機械器具製造業） |
| | 輸送機器 | ☀ | ○　車両・精密加工・産業プラント部門とも作業量が増加。車両・精密加工部門は当分作業量の消化対策に頭を痛めると見られる。（鉄道車両・同部品製造業） |
| 非製造業 | 卸売業 | 🌧 | ○　海苔と芝えび類の入庫が増え、前年より売上が微増。（乾物卸売業）<br>○　“ふく”は天然・養殖ともに値下がり、時化も多く鮮魚も少ない。（生鮮・魚介卸売業） |
| | 小売業 | ☂ | ○　路面店が多いので、「今月は特に寒さによる影響を受けた」と思う。初売りは良かったという店がそこそこあった。（化粧品小売業）<br>○　小売業界は２と８の月がヒマといわれ、歳末からの勢いが一段落し消費は冷え込む。米軍の増加を売上に結びつけるための施策が望まれる。（各種商品小売業　岩国市）<br>○　約３日間の大雪が影響し売上が大きく減少。客数、売上とも前年をかなり下回る状況。（各種商品小売業　長門市） |
| | 商店街 | ☂ | ○　人手不足、仕入れコストの増大、後継者難、資金調達難である。ガソリン・灯油の高騰、野菜の高騰が続く中、冬物衣料中心にバーゲンセールを実施しているが、各店舗とも粗利益率の低下を招いている。（山口市）<br>○　高齢消費者が中心のため、冬の人出減少による苦戦が続いている。（宇部市） |
| | サービス業 | ☁ | ○　例年通りのスローなスタート。中旬頃から客数が伸びると予想していたが、下旬も大寒波がやってきて、前年同月比で10%程度の売上減となった。（美容業）<br>○　１月半ば以降は極度の低温、荒天の影響から厳しい状況となっている。また燃料高騰も影響し、収益を確保するのが難しくなっている。（普通洗濯業）<br>○　１、２月は業界の通例で売上の減少は否めない。（旅行業） |
| | 建設業 | ☁ | ○　昨年12月15日締め太陽光発電売電価格適用分の駆け込み受注の反動が出た。（電気工事業）<br>○　寒波による水道管破裂等が多く、２月末納期の受注工事をほったらかしてライフライン確保のため、修理・復旧にあたっている。（管工事業） |
| | 運輸業 | ⛅ | ○　今月の輸送受注は、前年同月比4.4%程度のプラスとなり５ヶ月連続増加したが、燃料費も７ヶ月連続で上昇しており、前年同月比で約11%程度上昇している。乗務員不足については相変わらず頭を痛めており、特にリフト作業等の付帯作業を伴う輸送については一層困難な状況となっている。（一般貨物自動車運送業　防府市）<br>○　路面凍結等による交通の乱れもあり、売上、収益を牽引していた長距離輸送が低調だったため、全体としても低調となった。（一般貨物自動車運送業　宇部市）<br>○　12月繁忙期は好調だったが、１月は急激に需要が減少している。前年が比較的好調だった事や、天候、曜日などの原因もあると思う。（一般旅客自動車運送業） |
| | その他 | ☂ | ○　いよいよ、外国人技能実習生（介護職）が本格始動したので、さきがけて業界の向上に貢献したい。（介護事業） |

## シリーズ『ものづくり補助金活用事例紹介』 その59

### 『最適栽培のための遠隔監視操作、生育制御システムを装備した高効率植物プラントの開発』

**平成24年度補正**

**（事業類型）** 試作開発＋設備投資

**（会社概要）** 昭和３年創業の酒田材木店の宇部木材株式会社への法人化を経て、その事業を継承する形で昭和62年に株式会社ウベモクを設立しました。現在は、木材・建材の販売、２×４パネルの供給、建売住宅の提供、住宅リフォーム、不動産事業に加え、新たな事業へのチャレンジとして植物プラント『ウベモクファーム』を立ち上げ、ベビーリーフ等の野菜栽培と販売を行っています。

当社の経営理念「自社の有する技術力やネットワークを活かして、新しい事にチャレンジしイノベーションをおこす」のもと、企業活動を続けています。『ウベモクファーム』は山口県内の様々な企業、大学、行政等との連携と協力を得て、最先端テクノロジーを結集して誕生しました。今後は、野菜の販売だけでなく、栄養価の高い野菜の栽培条件の研究やその栽培条件を付した栽培器具の販売、さらには植物プラントのコンサルティングも視野にチャレンジしていきます。

代表取締役
**中尾　泰樹 氏**

**（事業概要）** 気候変動や農業従事者の高齢化・減少で野菜の収穫が不安定になりつつある昨今、安定した収穫が可能である「植物プラント」が注目されています。しかし従来から高額な初期建築コストと運転コストがかかり採算性の確保が難しいとされているところ、このたび①商店街の空き店舗の改装で初期建築コストを低減、②栽培用照明をＬＥＤ化し電気代を節減、③温度・湿度等の環境条件を最適化し野菜の生育速度を速めて収穫量を増やすといったことでコストの低減を図り、また商店街の活性化の一助となることも期待し、新しい技術を導入した「植物プラント」を完成させました。

ベビーリーフのプラント

**株式会社ウベモク**

〒755-0808　宇部市西平原３丁目２番22号
TEL：0836-36-8000　FAX：0836-36-8008
URL：http://ubemoku.com/

## “食に関わる” 企業組合商品紹介

### 企業組合むつみ・キッチンばぁ～ば　萩市高佐下

#### むつみ豚のミルフィーユカツ定食

本当のおばあちゃんになる一歩手前の女性たちが、むつみ地域の食材を使ったお弁当や農家レストランを始めたいと仲間を集め、『萩・むつみの恵』を運営しています。

手づくり、安全・安心にこだわったおいしい料理と農産物などで皆様をおもてなしします。特に、むつみ豚を使ったレストランメニューや秋川牧園の乳製品は好評です。

今回は、そんな**企業組合むつみ・キッチンばぁ～ば**のレストランの看板メニューである「むつみ豚のミルフィーユカツ定食」を紹介致します。この商品は、「やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド（やまみちゃんブランド）」にも認定されています。

**◆むつみ豚のミルフィーユカツ定食**

山口県萩市むつみで肥育されたむつみ豚は、澄んだ水と空気に恵まれた大地で育った豚で、餌には、乾燥させたパン粉を含んだ自家製配合飼料を食べているため豚特有の臭みがなく、脂に甘味があり、肉にサシも多く入っております。そんな萩を代表するブランド豚を大葉とチーズで巻いて揚げたものです。口に入れると肉汁がジュワッと流れ出すと同時にチーズがとろけ出し、大葉のスッキリとした風味が感じられます。

**組合名**　企業組合むつみ・キッチンばぁ～ば
**住　所**　山口県萩市大字高佐下2674－76
**ＴＥＬ**　08388-8-0808

# これだけは知っておこう！事業承継セミナー ～基礎から税制改正まで～を開催

**山口県中小企業団体中央会**

昨今、高齢化社会が加速度的に進み、企業が経営を継続するうえで、円滑な事業承継がこれまで以上に大きな課題となっています。そのような中、平成30年度税制改正において、中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設が要望されているなど、今後、国等からの支援施策が拡大していく見込みです。

そこで、本会では、事業承継問題の基本や支援策について幅広く学ぶ機会を設け、円滑な事業承継を支援することを目的として「これだけは知っておこう！事業承継セミナー～基礎から税制改正まで～」と題したセミナーを開催しました。

講師の弁護士法人牛見総合法律事務所代表の牛見和博氏より、事業承継する対象者ごとのメリット、デメリットや誰に承継するかによって異なる事業承継の手法等について講話がありました。

親族内承継について、生前贈与、遺言による承継について説明されたあと、贈与税については暦年課税制度と相続時精算課税制度の違いを、相続税については具体例を用いた説明がそれぞれあり、遺留分についての対策を取るようアドバイスがありました。

いずれにしても、株式の承継については、自社株式の株価を把握することが大切であり、参加者からはわかりやすい内容で参考になったとの感想が聞かれました。

**※前売券については、中央会にて斡旋しますので、ぜひご利用ください。**

## 山口ゆめ花博

咲き誇る1,000万の山口県の花、山口県から始まる「子どもの育ちを支える公園」、ファンタスティックなナイトプログラムなど魅力満載の国内最大級の花と緑の祭典が開催されます。

◆２０１８年９月１４日（金）～１１月４日（日）５２日間
◆山口きらら博記念公園（山口市）

入場料金（**４月前売券発売開始**）

【大　　人】　当日１，２００円・前売９００円
【高　校　生】　当日　　８００円・前売６００円
【小・中学生】　当日　　６００円・前売５００円
【小学生未満】　無料

全期間通じて使用できるパスポート券もあります。
※一部無料エリアもあります。

| お問合わせ先 | 「山口ゆめ花博」事務局　☎083(933)4805<br>（第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会事務局） |
|---|---|

# きらり★人材レター

2018 Mar

企業組合河内グランマのみなさん

私たちは、南河内の豊かな自然の中で育まれた農産物を活かして、安心安全で美味しいものを多くの方に食べて頂き、地域も河内グランマのメンバーも満足できるようにとの思いで活動しています。

企業組合として法人化し１期目の決算をむかえることができましたが、引き続き「南河内の食材」へのこだわりを持ちつつ、これまでの製品を既存の販路先にて販売していくと共に、3月23日に「FAM'S（ファムズ）キッチンいわくに」がオープンするのにあわせて開発してきた新商品の販売、さらに新たな取組として弁当や惣菜等の製造を行っていきたいと考えております。

**☆企業組合河内グランマ**

〒740-0326　岩国市土生32番地３

**山口県中小企業団体中央会**

〒753-0074　山口市中央４丁目５番16号
山口県商工会館６階
☎ 083-922-2606　Fax 083-925-1860
HP http://axis.or.jp/

印刷製本　株式会社 桜プリント社

PRINTED WITH SOY INK